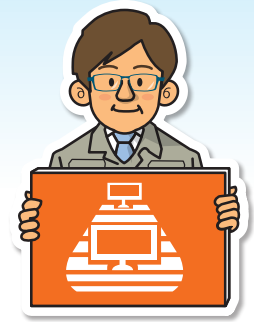


統合賠償責任保険



# 製造業のみなさまの賠償責任保険



製造業のみなさまを取り巻く賠償リスクをまとめてカバーします!!

## ● 製造後 他人の身体の障害や財物の損壊



- 製造した電子レンジから出火して、火災が発生したため、住宅を全焼させてしまった。

損害額 **6,000**万円



- 製造・納入した電子基板を、納入先が洗たく機の部品として使用したところ、その電子基板に異物が混入しており、洗たく機を破損させてしまった。

損害額 **400**万円

## さらに



事故の原因となった出火した電子レンジ自体の回収と交換を行った。

損害額 **10**万円



事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

かかった費用 **5**万円

## ● 製造後 リコール



- 製造・出荷したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、出荷した製品の回収を行った。

損害額 **300**万円

## ● 工場などの施設 他人の身体の障害や財物の損壊等



- 工場に設置していた看板が落ちて、工場に来ていた運送業者に、大ケガをさせてしまった。

損害額 **1,000**万円



- 発注元より預かっていた原材料をボヤにより燃やしてしまった。

損害額 **300**万円

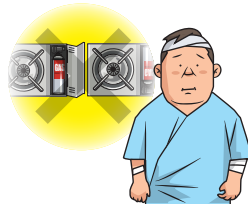
## ● その他の賠償事故



製造・販売した電気ストーブから出火。周囲に損害はなかったが、使用していた店舗が1日休業となり、収益減少額を請求された。

損害額 **80**万円

## ● 被害者治療費



製造した機械の使用方法を誤り、購入者がケガをした。賠償責任は認められなかったが、その治療費を弊社の同意を得て支払った。

損害額 **30**万円

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも…

## ● 被害に遭われた場合の賠償請求



自動車が工場に突っ込み、塀を壊されたが賠償してくれないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

かかった費用 **90**万円

## 1



つくった物が原因で生じた事故と仕事を完了し引渡した後に生じた事故を補償します。

II. 生産物特約



他人の身体の障害や財物の損壊についてII. 生産物特約により保険金をお支払いする場合に、事故の原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊およびその使用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、修理、交換、廃棄するための費用を補償します。

▶ 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約



生産物の欠陥等により事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになった場合に、日本国内に存在する生産物の回収等に要した費用を補償します。

▶ リコール事故補償特約



II. 生産物特約では、生産物を原材料や部品等として使用した財物が、その原材料や部品等が原因で、壊れたり、汚損されたことなどによる損害賠償責任は補償対象外ですが、この特約により補償します。

▶ 不良完成品損害補償特約



生産物または仕事の結果に起因する事故により、他人の財物を滅失、破損または汚損することなく使用できなくなったことによる収益減少などの損害賠償責任を補償します。

▶ 財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約

## 2



施設が原因で生じた事故と仕事中の行為が原因で生じた事故を補償します。

I. 施設業務特約

被保険者が保管・借用する他人の財物に対する損壊、紛失、詐取・盗取については、1000万円まで補償します。

この特約では、上記の事故のほか、情報漏えい・ネットワーク事故、作業場内専用車による事故、借用不動産に対する事故、人格権・宣伝侵害事故等を補償します。詳しくはBizSapoパンフレットをご参照ください。

## 3

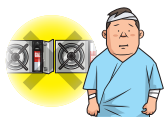
被害に遭われた際の弁護士費用や法律相談費用、損害賠償責任が発生しない事故での被害者の方への見舞費用もお支払いします。



記名被保険者等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」を補償します。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約

● I 施設業務 ● II 生産物 ● 用



I. 施設業務特約、II. 生産物特約のいずれかにおいて補償の対象となる可能性のある他人の身体障害が発生した場合、被保険者の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、被害者の治療費や死亡した場合の葬祭費用をお支払いします。

▶ 被害者治療費等補償特約

● I 施設業務 ● II 生産物 ● 用

## 4

法律上の損害賠償金以外の各種費用もお支払いします。



法律上の損害賠償金のほか、損害賠償責任に関する争訟のための弁護士費用、訴訟対応費用、被害者見舞費用、弁護士相談費用、信頼回復のための広告費用、損害の発生および拡大の防止のための損害防止軽減費用や緊急措置費用などをお支払いします。

統合賠償責任保険特別約款

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、BizSapoパンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。実際にセットされる特約は、申込書等においてご確認ください。

### 日新火災海上保険株式会社

本店 / 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)  
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]  
 ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。